

令和元年宇治田原町予算特別委員会

令和元年12月13日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 議案第43号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）
（総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分）
- 日程第2 議案第50号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を制定するについて
- 日程第3 議案第51号 特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改
正する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第52号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第46号 令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第47号 令和元年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第43号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）
（健康福祉部、教育委員会所管分）
- 日程第8 議案第44号 令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第45号 令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）

1. 出席委員

委員長	11番	藤本英樹	委員
副委員長	4番	垣内秋弘	委員
	1番	山内実貴子	委員
	2番	山本 精	委員
	3番	今西久美子	委員
	5番	田中 修	委員
	6番	原田周一	委員
	7番	馬場 哉	委員
	8番	松本健治	委員
	9番	谷口重和	委員

10番 浅田 晃 弘 委員

12番 谷口 整 委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西谷 信夫 君
副 町 長	山下 康之 君
教 育 長	奥村 博已 君
総 務 部 長	奥谷 明 君
健 康 福 祉 部 長	久野村 観光 君
建 設 事 業 部 長	野田 泰生 君
まちづくり整備推進 担 当 部 長	黒川 剛 君
教 育 部 長	光嶋 隆 君
総 務 課 長	青山 公紀 君
総務課課長補佐	中村 浩二 君
企 画 財 政 課 長	矢野 里志 君
介 護 医 療 課 長	廣島 照美 君
介 護 医 療 課 長 補 佐	塚本 吏 君
建 設 環 境 課 長	谷出 智 君
プロジェクト推進課長	山下 仁司 君
産 業 観 光 課 長	木原 浩一 君
上 下 水 道 課 長	垣内 清文 君
社 会 教 育 課 長	清水 清 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村山 和弘 君
庶 務 係 長	太田 智子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、予算特別委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員会は、去る12月4日の本会議において上程され本委員会に付託されました、議案第43号、令和元年度一般会計補正予算（第3号）をはじめとする各会計補正予算5議案及び関係条例の改正3議案をあわせて、合計8議案につきまして、お手元に配付しておりました日程表により審査を行います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、町長からご挨拶をお受けしたいと思います。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

12月定例会も12月4日に開会をいただきまして、一般質問また総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会と大変ご苦労さまでございました。また、本日は予算特別委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。最後までどうぞよろしくお願いを申し上げます。

本予算特別委員会に付託されました議案につきましては、議案第43号から議案第47号の各会計補正予算5議案及び議案第50号から議案第52号までの関係条例3議案の合計8議案でございます。藤本委員長様、また垣内副委員長様には大変ご苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いを申し上げますとともに、慎重な審議を賜りましてご可決いただきますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ皆さん、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開きます。

進め方といたしましては、日程にありますように常任委員会所管ごとの審査とし、まず総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分より行うことといたします。

討論、採決に当たっては、全ての所管分が終了した後、議案順に行いたいと思います。

また、先に一般会計補正予算、続いて所管の企業会計補正予算、また特別会計補正予

算の順で進めていきます。関係条例につきましても、補正予算説明後、あわせて議題といたします。

◎議案第43号の説明

○委員長（藤本英樹） これより議事に入ります。

日程第1、議案第43号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第43号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

第43号の議案書、また附属しております主要事項調書、また一般会計補正予算の概要、それと追加で宇治田原山手線整備事業にかかります債務負担についてということで、追加の資料を付けさせていただいております。この4種類を用いましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、議案書のほうですが、今回の補正予算、歳入歳出それぞれ1億4,602万1,000円を減額させていただきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ60億7,081万7,000円とさせていただくものでございます。

それでは、まずは、総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分にかかります補正の主なものにつきまして、横表を用いましてご説明を申し上げたいというふうに思います。

横表の概要で説明をさせていただきます。

まず、1番でございます。総務課所管、職員人件費621万円の追加補正でございます。人事院勧告に基づき、これに準拠いたします本町の給与改定及び制度改正また本年度の人事異動等に伴います職員人件費の補正でございます。

続きまして、2番、企画財政課所管、ふるさと応援基金積立2,500万円の追加補正でございます。ふるさと納税に伴う寄附金が当初予定いたしておりました以上にいただける見込みであることから、補正を行うものでございます。いただきました寄附につきましては、歳入で寄附金として受けまして、その同額をふるさと応援基金のほうに積み立てをさせていただいております。この基金につきましては、次代を担う子どもたちを育む施策に充当可能な、そういうものに充当させていただくための基金でございます。

すが、今回、2,500万円を追加させていただき、当初予算の5,000万円とで合計7,500万円となるものでございます。

現在のふるさと納税の寄附の状況についてでございますが、11月末現在で1,660件、金額にいたしまして2,724万円のご寄附をいただいているところでございます。

続きまして、3番、企画財政課所管、ふるさと納税推進事業費1,200万円の追加補正でございます。ふるさと納税につきましては、ふるさとチョイス、さとふるのポータルサイトに続きまして、本年9月以降は8サイトを拡大、追加しておりまして、今現在、10サイトで実施をしておるところでございます。現在、49事業者、240品目でご寄附をいただける環境としておりまして、今回の補正につきましては、寄附額の増加見込みによりまして、返礼品及びその送料、またポータルサイトの使用料等、寄付額増加に応じた経費等を補正させていただくものでございます。

続きまして、7番、プロジェクト推進課所管、宇治田原山手線整備事業費2億円の減額補正でございます。詳細につきましては、後ほどの債務負担補正のところでご説明をさせていただきますが、宇治田原山手線の緑苑坂以北の工事につきまして、平成29年度から令和元年度までの工事委託にかかります債務負担を設定し、現在、事業のほうを実施しておりますが、工法等の変更により事業費の増額が見込まれることから、国からの補助金を継続していただくため、事業者でありますネクスコ西日本と協議を行い、充当期間を延長してもらうことが可能となったことから、今年度の事業費2億円を減額し、新たに令和2年度から令和5年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。

8番、産業観光課所管、優良茶園振興事業補助金84万3,000円の追加補正でございます。京都府の9月補正におきまして、てん茶の高品質化を目指し、京都府の奨励品種のうち、宇治種の新植、また、やぶきたからの改植を促進するため、宇治茶品質強化対策事業補助金が措置され、本町補助事業の対象面積も増加することとなったため、補助金を追加するものでございます。財源の内訳といたしましては、府支出金56万2,000円、一般財源が28万1,000円となっております。

続きまして、9番、上下水道課所管、下水道事業会計出資金等87万9,000円の追加補正でございます。人事院勧告に基づき、これに準拠いたします本町の給与改定及び制度改正、また本年度の人事異動等に伴います職員人件費にかかる出資金の追加でございます。

12番、議会事務局所管、議員報酬等、17万6,000円の追加補正でございます。これにつきましては、制度改正等に伴います議員報酬の追加額でございます。

以上、最後、2ページの合計欄をご覧いただきたいと思います。

ただいま総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分のみ申し上げましたが、補正予算の総額といたしましては、1億4,602万1,000円の減額、財源の内訳といたしましては、国の負担金・補助金が1億1,042万6,000円の減額、府の負担金・補助金が66万3,000円の減額、寄附金が2,500万円の増額、繰入金が900万円の減額、町債が8,100万円の減額となり、一般財源については3,006万8,000円を充当させていただいております。この3,006万8,000円につきましては前年度の繰越金を財源として充当させていただいているものでございます。

続きまして、3ページ、債務負担行為の追加補正でございます。

1番、建設環境課所管、一般廃棄物収集事業について4,830万円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。現在、町が収集しております家庭からの燃やすごみ及び資源物の収集業務の一部につきまして、現在2台で収集をさせていただいているうち、1台分を業務委託するものでございます。本年度の予算措置は行いませんが、準備行為として業者の決定を行うことから、令和元年度から令和4年度までの債務負担とするものでございます。

続きまして2番、プロジェクト推進課所管、新庁舎環境整備事業（移転作業）について1,500万円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。来年度の新庁舎完成後、新庁舎へ転用する既存什器や文書の移転を行うための費用につきまして、令和元年度から令和2年度までの期間について設定するものでございます。本年度の予算措置は行いませんが、準備行為として、業者の決定を行うことから令和元年度から令和2年度までの債務負担行為とするものでございます。

3番、プロジェクト推進課所管、宇治田原山手線整備事業（その2）について6億円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。こちらにつきましては、議案第43号の追加資料を1枚物として用意をさせていただいておりますので、こちらをご覧いただきたいと思います。

まず、この表でございますが、一番上段ですが、まず、予算及び執行状況ということで、予算現額を29,30、令和元年度ということで3年間の現在、債務負担になりますので、この分についての予算額を記載させていただいております。29年度でいま

すと、当初予算額が9,687万2,000円、そこから次年度に繰り越しをさせていただいた分8,206万円を引きまして、それに28年度から繰越をした5,576万円を足しまして、29年度の予算現額といたしましては7,057万2,000円という形になっております。

続きまして、同じ考え方でいきまして、30年度につきましては予算現額が2億4,307万2,000円、令和元年度につきましては3億8,362万8,000円ということで、それぞれの予算額、予算現計額になります。

その下ですが、それぞれの年度ごとの執行済及び見込額ということで、その予算に対しまして、29年度の執行額が5,688万円、平成30年度が2億4,221万1,000円、令和元年度は執行見込額ですが1億3,018万3,000円ということで、この29、30、令和元年度の3年間で執行見込額といたしましては4億2,927万4,000円という見込みをしているところでございます。

その下の表でございしますが、こちらは、現在、設定をしております債務負担との関係でございします。29年度には28年度からの繰り越しの5,576万円の予算がございします。それに平成28年12月議会で債務負担のほうを設定をさせていただいておりますが、額が6億4,424万円ということで、合計、債務負担の状況といたしましては7億円でございます。それから、その右上にあります29、30、令和元年度、3年間の執行済額と見込額の4億2,927万4,000円を差し引きいたしますと、2億7,072万6,000円という形になります。この分につきまして、令和2年度から令和5年度までの債務負担ということで、とらせていただきます。ただ、その中で、先ほども説明させていただきましたが、事業費のほうの増加が見込まれております。事業費の増加の内訳といたしましては、その工法の変更等で1億2,500万円、また舗装等で1億7,500万円ということで、合わせまして3億円のほうを事業費として増額をさせていただきまして、令和2年、3年、4年、5年と4年間の債務負担のほうを今回、設定をさせていただくという予定をしているものでございます。

以上で、まずは総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分のご説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

◎議案第50号から議案第52号の説明

○委員長（藤本英樹） 次に、人件費補正予算に関連いたします議案として、日程第2、

議案第50号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて及び日程第3、議案第51号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて並びに日程第4、議案第52号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてをあわせて議題といたします。

まず、当局より説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、ただいまありました宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例からということで、議案第50号から説明させていただきます。

全て概要をもって説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、趣旨といたしましては、令和元年8月7日の人事院勧告に基づきまして、一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律が第200回臨時国会にて可決されたということで、公布、施行されたことに伴いまして、これに準じて改正を行うものでございます。

改正内容でございますけれども、まず、1番目、（1）勤勉手当支給率の改正ということでございます。支給率を0.05月引き上げ、一般職員1.85月を1.90月に、管理職員2.25月を2.30月に改正するものでございます。

また、（2）の給料表の見直しにつきましては、初任給を大卒程度1,500円、高卒程度2,000円引き上げるとともに、30歳半ばまでの職員が在職する号俸について平均0.1%改正するものでございます。

また、（3）につきましては、住居手当の支給対象となる家賃の額の下限を4,000円引き上げる。また、上限を1,000円引き上げるというようなことで提案させていただくものでございます。

続きまして、議案第51号でございます。

これにつきましても、国における改正給与法成立を受けて、当初、副町長及び教育長の期末手当の支給率を0.05月引き上げ、現行3.35月を3.40月に改正するといったものでございます。

次に、同じく議案第52号につきましても、議案第51号と同様の理由によりまして、議員の方の期末手当の支給率を0.05月引き上げ、現行3.35月を3.40月に改正するものでございます。

議案第50号、51号及び52号ともに、国に準じて改正を行っていきたいと考えております。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

◎議案第43号の質疑

○委員長（藤本英樹） それでは、日程第1から順次質疑に入りたいと思います。

まず、議案第43号にかかる総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分について、質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） おはようございます。

概要の横表の3枚目、債務負担行為のところちょっとお聞きをしたいんですが、1番、建設環境課所属になりますが、一般廃棄物収集事業ということで、収集業務の一部を外部委託するというございですが、これは行革大綱にもずっと挙げられてきたことではございますが、実質、予算としては2、3、4年、3年間で一般財源4,830万ということですが、これ、現状維持をしようと、車両を新たに購入して、職員さんを雇ってという業務をした場合とどれぐらいの差があるのか、その辺はわかりますでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。

こちらの債務負担を上げるに当たりまして、まず、直営と民間委託とのどれだけ差があるかというところを一旦試算しております。直営で言いますと、パッカー1台当たり2,100万かかります。民間のほうの委託で言いますと1,600万強というところで、約、年間480万円の差が出ると、率にして20%以上の削減が見込めるというようところで試算できております。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたしました。

内訳のほうですが……

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時21分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。今西委員。

○委員（今西久美子） 削減はそのそれだけやということですが、私は基本的に住民生活に大きくかかわる、例えば水道とかごみとか、こういうものについてはやっぱり町が責任を持って直営するべきやというふうに思っておりますので、この業務委託については反対なんですけど、今、既に資源物等多くのごみの収集を外部委託されていますけれども、結果として、燃やすごみ1台分のパッカー車だけが残ると、そういう理解でよろしいですか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） はい、そのとおりでございます。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今、全国的に災害が頻発する中で、災害ごみの問題はどこの被災地でも本当に大きな問題になっています。そういう点でいえば、やっぱり直営できちんと持っていることが、職員さんも配置しておくことがその対応できる体制なのかなというふうに思うんですが、その点は、災害あったら困るんですけども、もしもの場合もあり得ないことではないので、考えておく必要があるかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 委員ご指摘のとおり、昨今の災害の状況を見ますと、復旧・復興の過程で災害ごみというのがかなり大きな問題になってくるところの認識はございます。そのため、今回、委託業者が決まりました折には、災害時に対して協力体制に関する協定なり、契約条項のほうを結んでいきたいというようにも考えております。また、京都府内、まだ準備中ではございますが、京都府内の市町村で災害応援協定というところで、今、準備中ではございますので、そういったところも活用、一緒に取り組んでいくというところで、準備のほうしてございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） その点は当然、業者さんとも協定をしていくということですけども、それでもやはり、こういう問題については、私は行政が責任を持つべきだということは指摘をしておきたいと思います。

それと、山手線の債務負担の別の資料を追加でいただいたものをちょっと見ているんですが、これ、28年度分からずっと繰り越し、繰り越しできていますけれども、この辺は工事の遅れという、そういうことが原因なんではないでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 委員、ご指摘のとおり、工事の遅れということも含まれての繰り越しというような結果になってございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今、今回、工法が変更されたと、工事を進めていく上で何かあったんだと思うんですが、今後、さらに変更等あり得るのかどうか、その辺は判断できませんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） やっぱり、土を触っていくというような工事でございますので、どういった事象が発生するかと、また、工事中の自然災害というようなことも考えられますので、全くないというようなことを申し上げることは、この場ではできないかなというふうには思うんですけれども、ほぼほぼ、切土であったり、盛り土の工事のほうが進んできてまいってございますので、それからいたしますと、これまでの過程からしますと、今後についてはそういった事象が発生しにくいであろうというふうに判断してございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。

それと、今回減額される2億ですが、この特定財源の内訳を見てみますと、国と繰り入れと町債ということで書かれていますが、これの割合と、今度新たに債務負担される6億の国と町債の割合が随分と違うなど、今までのほうがより国のほうが割合的には多かったんじゃないかなと、この辺はちょっと説明をしてもらえませんか。

○委員長（藤本英樹） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 確かに、予算を組む段階におきましては、制度上の交付率に基づきまして、予算計上をさせていただいているというところがございます。以前からご報告もさせていただいてございますけれども、実際のところ国のほうの交付金につきましての配分率というのがここにかかってまいりまして、非常に配分率が悪いというような状況でございます。これまではできるだけ制度に基づいた形での計上という形をさせていただいてございましたけれども、今回、債務負担行為を設定するに際しましては、満額というところまではいかず、これまでの実績を見つつ、財源の内訳を提出させていただいているというようなことでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） ということは、結果を見てみれば増えるという可能性も無きにし

もあらずということですね。

○委員長（藤本英樹） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 最後に、山手線の問題で令和5年度までやと。ここまで工事が、ちょっとかかってしまうのかなと、ただ、新名神の開通、供用開始も令和5年度ですよ。そのための工事用道路として山手線は使われるということで、供用開始の点でどうなのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 以前からご説明もさせていただいていますとおり、新名神と山手線のほうを同時供用するという形で事業のほうを進めてまいってきたところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） じゃなくて、今回、工法の変更により工期が延長されるわけでしょう、山手線が。そのことが工事用道路として使わなければならない新名神の工事に影響はないんですかということ、ちょっと、ごめんなさい、お聞きしたいんです。

○委員長（藤本英樹） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 失礼いたしました。

実際問題、最終的には今般、もともと令和元年度までの債務負担行為の工事と、それと最終形の舗装を仕上げる工事を別建てで、舗装のほうは令和5年度に実施をしていこうという形で考えてございました。その間が、言うたら工事用道路として、利用いただく期間となるというようなことでございます。その今の工事につきまして、2本立てでいこうとしたものを1本にしましょうという形でいたしますと、先ほど矢野課長のほうからも説明もございましたように、令和2年、令和3年、令和4年度の事業に対しても国の交付金のほうを充当すること可能だということになってまいりましたので、そういった形でネクスコのほうにお願いをしたというようなことでございます。

おっしゃっていただいているように、新名神への事業の影響につきましては、当然のことながら、今、工事委託をしてございますのが、ネクスコ社でございますので、ネクスコ社のほうで問題のないようにご利用いただくというようなことですので、今の段階で新名神高速道路の工事に影響があるのかというふうなことになりますと、今のところ影響ないというふうに我々は判断をさせていただいているというようなことでございま

す。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。谷口整委員。

○委員（谷口 整） 先ほどの出ておりました一般廃棄物の収集事業、これについて改めて確認をしたいと思うんですけども、先ほどの話で燃やすごみは外部委託するけれども1台は残すということではなかったんですか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） はい、そのとおりでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） それと、先ほどの説明で直営でやるならば2, 100万、外部委託をすれば1, 600万で済むと、500万ほど差が出て、20%の削減できるということなんですけれども、なぜ、こんだけ違う金額になってくるんでしょうか、直営と委託なら。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 先ほどご説明、ちょっと漏れまして申し訳ございません。

パッカー1台当たりというご説明させていただきました直営の2, 100万というところでございますが、まず、今現在、2台動いているんですが、2台全ての分で、全ての経費を一旦洗い出しております。人件費、車両所有にかかる諸経費、燃料費、車両購入費、臨時職員の雇い賃と、全てを網羅した上で、それを2台で動かしての金額でございますので、2で割りまして、2, 100万というところでございます。

一方、民間委託のほうは、見積もり等の結果1, 600万というところで、やはり人件費のところは直営と民間委託比べまして、大きいのではないかというふうに考えているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに人件費の部分が大きく違うということはわかります。その人件費が恐らく、民間は2人乗車、直営は3人乗車ということの積算になっているんだと思うんです。違ったら、また言うてもらったらいいと思いますが、これ、町のほうの直営、2人乗車という前提で考えれば、この辺の差はどうなりますか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） こちら、民間委託1, 600万という数字は3名乗車で積算しているというふうに聞いております。

○委員（谷口 整） 間違いないか。

○建設環境課長（谷出 智） 3人乗車です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 3人乗車なら、それはいいんですけども、不燃物なんか委託している分を見れば、2人乗車もしくは場合には1人でも収集されているケースがあるんです。ところが直営の場合は従来から3人にこだわってやってきて、それは2人よりも3人ほうがいろんな意味でいいとは思うんですけども、民間が2人でできるならば、町の直営もなぜ2人でできないんだということを最終は言いたかったわけです。

もう一つは、今西委員も言われたように、やはり災害を考えたときに、直営はある程度持っていないと、委託したときに広域な、広い範囲の災害起きたときに、先ほど課長が言われた府内の自治体との応援協定、こんなん、現実的に無理ですよ、広域の被害が起きた場合は。だから、やはり、直営はある程度持っていて、その災害のときの対応する、そのためには3人乗車を2人に改善してでも、直営を残すという努力もしてほしいなということを言いたかったんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 3人乗車に対します明確な根拠はございませんが、ごみの収集作業はほとんど公道上でやることになりますので、安全かつ迅速にやらなければならないというところから3人乗車としております。ちなみに、運転手さんが自動車のエンジンをかけたまま離れるというのは、道交法上、違反になりますので、もし2人乗車となりますと、実質、作業員が1人というようになるところになりますので、安全性からいっても、少なくとも燃やすごみ、量的なものがありますので、資源ごみのほうは量が少ないので、現在も2名乗車でやっているところがございますが、少なくとも燃やすごみのほうは量がありますので、そのあたりは3名乗車のほうで堅持していきたいというふう考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） もう一つ、3人と2人と根拠がようわからんのですけれども、量が多いから3人、量が少ないから2人でもオーケーやということなんでしょうけれども、ちょっと、何かもう一つそこらを、もう少しいろいろ整理もしていくべきだと思いますんで、これは意見として申し上げておきます。

今回の委託については、間違いなく3人ということでもいいわけですね、先ほどお答えがあったんで。ちょっと、今後、2人乗車も含めて、やはりそのあたりは検討していただきたいということを申し上げておきます。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議案第43号に係る総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分につきましては終了いたします。

◎議案第50号の質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第2、議案第50号について質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議案第50号につきましては終了いたします。

◎議案第51号の質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第3、議案第51号について質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 毎年、ちょっと同じことを言わないといけないのが、私自身も非常に心苦しいんですが、人勧どおりやということですから、口を開けば財政が厳しいと、町はおっしゃるわけですね。住民の皆さんにしても、消費税が上がりの、実質賃金は増えずの大変厳しい状況の中で、そりゃ大した金額じゃないと思いますよ。でも、それは町長にとっても、副町長にとっても、教育長にとってもそんな大した金額じゃないじゃないですか。そこは何と言うのか、住民目線で言えば、私はもうお手盛りやと、言わざるを得ない、その姿勢の問題と思います。だから、どこの自治体も、こんなふうには人勧どおりに、もう何でもかんでも人勧どおりに上げてきているわけじゃないでしょう。そこを私はいつも言うんです。だから、住民の皆さんの目線でしっかりと長として、町長として、これをどうすんねやということを考えはったのかどうか。毎年同じことを言うているので、毎年同じ答弁かもしれませんけれども、一応、答弁ください。

○委員長（藤本英樹） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 人事院勧告のとおりということで、たまたまこういう状況でなっておりますけれども、また下がったときには下がるというふうなところで、今まではきております。住民さんの暮らし等々につきましては、やはりいろんな施策のもとに取り組めることもたくさんございますので、そういう部分でまた住民の皆さんに還元できるよ

うにということで、努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） よろしいですか。

○委員（今西久美子） はい。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議案第51号につきましては終了いたします。

◎議案第52号の質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第4、議案第52号について質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） これ、もうちょっと質問というよりも、これも町が提案して、ここで決めるわけじゃないですか、自分らのことを。これも私はもうお手盛りやと言われても仕方がないかなというふうに思っています。別に、私、身を切る改革とか、そういう言葉あまり好きじゃないんですけども、ちょっとここは遠慮してもいいのかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議案第52号につきましては終了いたします。

◎議案第46号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第5、議案第46号 令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。垣内課長。

○上下水道課長（垣内清文） それでは、議案第46号 令和元年度水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、議案書及び補正予算概要書によりご説明を申し上げたいと思います。

これも一般会計と同様に、人事院勧告に基づきます給与改定及び人事異動等に伴います職員の人件費の補正でございます。

横長の表をご覧くださいませでしょうか。概要書のほうになります。

収益的支出で2万5,000円を追加、資本的支出で11万4,000円を追加する
ものでございます。これによりまして、予算書のほう14ページをお開きください、ち
よっと戻っていただいて。こちら、予定損益計算書の一番下、下から2行目です。

当年度純利益、こちらのほう当初から超えまして2万5,000円の減となっております。
以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議案第46号につきましては終了い
たします。

◎議案第47号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第6、議案第47号 令和元年度宇治田原町下水道事
業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは当局より説明を求めます。垣内課長。

○上下水道課長（垣内清文） それでは、議案第47号 令和元年度下水道事業会計補正
予算1号につきましてのご説明を申し上げます。

こちらも同様に人事院勧告に基づきます給与改定及び人事異動等に伴います職員人件
費の補正でございます。

こちらも横長の資料をご覧ください。2枚に分かれております。

まず、収益的収入のほう87万9,000円の追加でございます。めくっていただき
まして、次のページ、支出のほうでは収益的支出で85万5,000円、それから資本
的支出で2万4,000円を追加するものであります。

以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議案第47号につきましては終了い
たします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時45分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第43号の質疑

○委員長（藤本英樹） 日程第7、議案第43号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） それでは、引き続きまして令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）中、健康福祉部、教育委員会所管分につきましてご説明を申し上げます。

また横表のほうをご覧いただきたいと思います。

まず1ページをお願いいたします。

4番、介護医療課所管、国民健康保険特別会計繰出金318万8,000円の減額補正でございます。これにつきましては、国・府の負担金額の確定に伴います繰出金の減額及び人事院勧告に基づき、これに準拠いたします本町の給与改定及び制度改正、また本年度の人事異動等に伴います繰り出し金の減額でございます。

5番、介護医療課所管、介護保険特別会計繰出金103万3,000円の追加補正でございます。これも人事院勧告に基づき、これに準拠いたします本町の給与改定及び制度改正、また本年度の人事異動等に伴います繰り出し金の追加でございます。

続きまして6番、介護医療課所管、高齢者人間ドック事業費92万6,000円の追加補正でございます。75歳以上の後期高齢者医療被保険者への人間ドック費用の助成を行っているものでございまして、人間ドックの申込者の増加に伴います経費の追加でございます。財源といたしましては一般財源92万6,000円でございます。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思います。

10番、社会教育課所管、東京2020オリンピック聖火リレー実施事業費110万円の追加補正でございます。

こちらにつきましては、主要事項調書を用意しておりますので、主要事項調書のほう、1ページをご覧いただきたいと思います。

令和2年に開催をされます東京2020オリンピック聖火リレーが令和2年5月26日、27日の2日間、京都府内16市町を回ることとなりまして、本町につきましては5月27日に聖火リレーを実施されることとなっております。

聖火リレーの実施に当たりまして、聖火ランナー及び観覧者の安全を確保し、円滑にリレーを運営するため、警備計画を策定する経費を追加させていただくものでございます。

財源といたしましては、府支出金55万円、一般財源55万円を計上させていただいております。

なお、警備計画に基づく警備関係資材物品等につきましては、債務負担行為を設定させていただき予定としており、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、横表の表にお戻りをいただきたいと思います。

11番、社会教育課所管、総合文化センターの施設維持管理費900万円の追加補正でございます。

総合文化センターの駐車場につきまして、2件の土地所有者がおられまして、現在、賃貸借契約をさせていただいております。そのうち、1件につきましては購入できることというふうになりましたが、もう一件につきましては、賃貸借契約に基づきまして、所有者の方に土地を返還することとなりましたことから、農地への復旧工事費用を追加するものでございます。

財源といたしましては、一般財源900万円を計上させていただいております。

続きまして、3ページ、債務負担行為の追加補正でございます。

4番、社会教育課所管、東京2020オリンピック聖火リレー実施事業につきまして、390万円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。

先ほどの、番号10番のところでもご説明をさせていただきましたが、令和2年5月27日に実施をされますオリンピック聖火リレーにつきまして、本年度に策定いたします警備計画に基づく警備関係資材等の物品購入等の費用につきまして、令和2年度の期間について債務負担行為を設定するものでございます。

以上、健康福祉部、教育委員会所管分のご説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

議案第43号に係る健康福祉部、教育委員会所管分について質疑のある方は簡潔に質問をお願いします。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） ただいまありました東京オリンピック2020聖火リレー、ウェルカムな事業やと喜んでいるところがございますけれども、たしか一般質問の中では、経路等、どこ走るんやら、何やら、どこがどなんやらわからへんというような答えやっと思ったんですけれども、どのように、これ積算しはったんか、されたのか、ちょっと

その辺、あたりを教えていただきたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 東京2020オリンピック聖火リレーのコースにつきましては、町のほうでも把握はしておるところでございますが、組織委員会のほうからコースにつきましては他言無用ということでは言われているところでございます。そのコースに基づきまして積算のほうをしてきたところでございます。

○委員長（藤本英樹） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） コースを確認しておるところというあれなんですけれども、把握しているということやね。

○委員長（藤本英樹） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） コースにつきましては、京都府実行委員会と本町のほうと協議をしながら進めているところございまして、また組織委員会、京都府実行委員会あるいは町と協議をする中で、今後、まだ変更もあり得るということもございまして、組織委員会のほうからはまだ発表してはいけないということで、釘を刺されているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前10時55分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） どうも答弁が混乱をいたしまして申し訳ございません。お詫びをいたしまして、訂正補足をさせていただきます。

ただいま浅田委員のほうから頂戴しました積算の根拠ということにつきましては、京都府の実行委員会のほうと我々町事務局のほうとの間で情報のやりとり、資料の提供等をする中で内々の協議といいますか相談をさせていただく中でおおむねこのようなイメージという形の中で積算したものでございます。つきましては、正式な決定が京都府のほうから指示されておられませんので、具体的にどここの場所でこういうことをやるということが決まっておりませんものですから、あくまで想定の中での積算ということでご理解を賜ればというふうに住じます。どうも申し訳ございません。

○委員長（藤本英樹） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 一応、おおむね了解いたしました。そういうことで、上げてきたと

いうことをごさいますので、この件は終わります。

○委員長（藤本英樹） ほかにございせんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 11番の文化センターの駐車場の件でございすけれども、土地所有者の方とこういう結果になって、工事費が発生するというのはよくわかります。

詳しく聞きたいんですけども、この駐車場を畑に戻すというその面積は現駐車場のどれぐらいがあつて、駐車場の台数的にはどれぐらい減るもんなんですか。

○委員長（藤本英樹） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 減る位置としては、一番西側で、おおむね3分の1ぐらいの面積になります。数字でいいますと、実測面積がその借りている分までといいますか、工事施工済みの分まで出ておりますのであれですが、おおむね700平米程度、台数につきましては23台ほどが減少するというふうに想定をしておるところでございす。以上でございす。

○委員長（藤本英樹） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 文化センターの催し物があるときに23台分の車が置けないという部分でいうと、ちょっと厳しい部分があると思うんですけども、この23台分の代替地の想定というか、代替地の確保はどういう方向で考えておられますか。

○委員長（藤本英樹） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） ご指摘のとおりでございまして、文化センターの催事につきましては、波がございすので、通常時は23台の台数が減じられたとしてもそれほど影響はないのではないかとはいふには考えておりますが、いわゆる自主事業ですとか、各種催しがあつた際には満杯になっておるといふのは認識をしております。ついては、今現在、多目的広場という形で舗装せずに土の状態のままゲートボール等でも使つただけのようなスペースがございすけれども、ああいったスペースなり、それと今、1階部分の駐車スペースの線の引き直し、そういったことも含めて減じられる台数分はその部分で確保をしたいなといふふうに考えておるところでございす。以上でございす。

○委員長（藤本英樹） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） ということは、今、仮にゲートボール場としてご利用されることは、今後、駐車場を利用する想定ができるときはそのグラウンド部分は、現在、ゲートボールはあまりされていないように思うんですけども、今後はもう駐車場という認識で皆さんに周知していくといふ、そういう方向でいいんですか。

○委員長（藤本英樹） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 実際にゲートボールをお使いになっておりますのは、閉館日、火曜日、の天気の良い日にお使いになっていただいております。今後、ゲートボールをなさっていただいている団体の方とのお話合いも当然必要になるわけでございますけれども、駐車スペースとして確保する中で、舗装してしまうと、もうゲートボールできませんので、そういったご利用なさっている方々のご事情等にも配慮いたしまして、舗装するか、現状のままにするかといったことも含めて考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 最後、もう一回確認ですけれども、そのいわゆるグラウンドの部分を駐車場として利用するのと、今度引き続き契約ができる駐車場の線の引き直しで約23台分が確保できるという、そういうことでよろしいですね。

○委員長（藤本英樹） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 私の説明がちょっと不足したかと思いますが、線の引き直しは現在の文化センターの1階部分の駐車スペースが結構、広うございますので、実際、あれだけの幅がいらないと、それを若干詰めるような形で引き直しをしないと。それをもちまして、23台程度の台数は確保できるのではないかというふうに想定しておるところでございます。以上でございます。

○委員（馬場 哉） 結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかに。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の駐車場の件に関連してなんですけれども、これ、長い期間、賃貸でかなり賃貸料払ってこられたと。だから何とか買い取りをとということがこの間、ずっと議会のほうでも言われていて、結果として、今回、一定の整理をされたということについては評価をさせていただきたいと思います。

ただ、私、この間聞いていましたのは9月の段階では全部、買えるんだというような方向で説明をされていたのが、なぜ、これ急転直下、12月で1人の方は返しますということになったんですか、これ。

○委員長（藤本英樹） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 取得交渉の経緯を含めましてご説明申し上げます。

町道側からの出入りになりますので、当然、東側の所有者の方から交渉いたしました。東側の方が昨年、交渉開始しまして、昨年いっぱいぐらいでおおむね了解をいただいた

と。年が明けましてから、西側の部分の方に交渉に入りました。交渉の中で、その方は自分は買い取り、いわゆる代金の受領は希望しないと。代替地を探してほしいということで、代替農地を求められました。ついては所有者の方のご希望もございまして、いわゆる候補地のお持ちの方のお気持ちもございまして、一つ一つ候補を挙げながら交渉いたしました。最終的に9月にご答弁申し上げた段階におきましては、候補地、移転候補地についてご了解をいただきまして、実際に売買の意向確認まで交わしていただいたということがございましたので、一般質問でもおおむねできましたということの答えを差し上げたところでございます。

その後、最終的にどういう形でという詰めの段階にまいりまして、西側の所有者の方から出された条件がございまして、その条件が町といたしましては応じることができないという内容でございましたので、今回、交渉が破談になり、お返しするということになったわけでございます。

その経緯、条件と申しますのは、今現在、駐車場の南側に川崎さんというお宅がございまして、駐車場と川崎さんとの間に通路がございまして、これは一般的にいう畦、二線引きでございまして、もともとは狭うございましたものを、地面のかさ上げ等もされたことありまして、広くお使いいただいておりますが、その中の一部分に東側土地所有者の方の民地が入っておったと。そのところを暗黙のうちに通ってらっしゃったんですけども、そこを通るについて、一番最初は町の物になるから通ってもいいのかと、結構ですと。そのときに通ってもいいという覚書が欲しいとおっしゃったので、それもお出ししますということをお願いして、その9月の段階までに至ったのですが、最終の段階になりましてから、そこを自分に売却してほしいというふうにおっしゃいました。今まで公共的に使われているところですし、所有者が公共になるので、敢えてそこまでする必要はないのではないですかということで、再三申し上げたのですが、いや、自分としては人に頭下げて通るのはいやだと。どうしても自分の物にしたいということがございました。売ってくれという話があったんですが、そうしますと、今度はほかの方がその新たな土地所有者の方の了解を求めて通らなければならないということになるので、そういう状況になることについては、東側所有者の方の意向ではございましたものですから、町としてもその条件は承服いたしかねますと、無理ですというお答えを申し上げましたところ、先ほど申し上げました、もうじゃ白紙や、返してくれということになった訳でございます。

一番最初は平成6年ごろからの工事なんですけど、そのころにいわゆる工所用現場のス

ペースとして、そのお二方からお借り受けをして、そのまま継続して駐車場ということでお借りをしておるわけでございますけれども、一番当初の段階で、返還するときには現状に復するということがずっと今日まで引き継いでおりますので、お返しする際に現状回復というのがございまして、今回の工事になるということでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 交渉の経過等、かなり詳しく細かいところまで説明をしていただきました。9月の段階で、一応、もう代替で町の物にしてもらうということの確認まで至っていた方が、その後新たな条件を出されて、いよいよはんこを押してもらう段階で、また町としては飲めないような条件で話を出してこられたという方ですので、これ、900万、現状復旧、田んぼに戻すための経費、かかるんですけども、これがすんなりいっておれば全く無駄な経費なんです。これ、補正予算で上げられて、恐らく早々に工事はされて、年度内に返されるという理解でいいんですか。

○委員長（藤本英樹） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） ご指摘のとおりでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 年度内に返されるということで、工事をされると思うんですが、工事にかかる前に、また所有者の方と調整をされると思うんですが、その方が改めてやっぱり町のほうに買うてほしいというか、というようなことも言われる可能性はないんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 心変わりということについては、どなたにも考えられることでございますので、実際に最終のはんこつく段階で心変わりされたということがございますので、返してくれと言われたときにひょっとしたら、これは天秤にかけて交渉される可能性があるのかなという危惧も実際、私は持ちました。でしたので、町長まで相談を申し上げて、いかがいたしましょうと。町長としては、皆さんにご不便をおかけすること、もろもろお考えになりまして、自ら所有者の方に面会をされて、お願いもしていただいたところなんです、いや町長さんに来ていただいても私の気持ちは変わりませんというところまでお聞きをしましたので、それをもとに今現在、どういう形の復旧がよいか、これはグレードの上げた復旧ではなしに、現状回復ということでございますので、その詰めを今しておると。できますれば、我々の意向としては早急に詰めまして、補正予算

ご可決いただいた後、早々に入札をいたしまして、年明け早々からはもう工事に入っていきたいなど。できる限り、早い時期に返還をしたいなどというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の話ですと、人間誰しも心変わりがありますし、また、この方も相当いろいろ言うてこられたことが変わってきているような気がしますので、もし、万一、やっぱり買うてほしいんだと言われれば、先ほど無駄と言いましたけれども、その900万円、使う必要もなくなるということも考えられるので、今後、工事かかるまでのやりとりの中で、もしそういう話あれば、町にとって一番どの方法がいいんだ、有利な方法がいいんだということを念頭に置いて、行動というか、町の立場でやっていただきたいということだけは申し上げておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございせんか。山本委員。

○委員（山本 精） 6番の高齢者の人間ドックの事業についてなんですけれども、75歳以上の高齢者に対する人間ドックの申し込み者の増に伴う事業費の追加ということになんですが、当初何人ぐらい予定されていて、これによって何人ぐらいの見込みになるんかということ、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 今年度、当初、人間ドックの受診者見込ということで47人を見込んでおりました、といたしますのは平成30年度の健診受診者が40名ということでございましたので、47名ほどの健診受診者見込みとして予算計上したところでございます。今年度、今現在、人間ドックの申込者としましては64人ということで、昨年度と比較しますと、24人増加しているような状況でございます。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） こういうふうに増えた要因というのか、どういうふうに考えられていますか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 人間ドックが増加しています要因としましては、やはり健康意識の高まりというところが大きいかというふうに考えております。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 健康意識の高まりということですが、ほかにも何かありますか、どうですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 最近、国保のほうで人間ドックの人数が増えてきておりまして、会社勤めとかされている方がやはり40代、50代になって人間ドック受けられる方もやっぱり増えてきておりまして、その中、継続して人間ドックを受診される方も多いのではないかなというふうには考えております。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 国保から高齢者のほうにかわったということもあるし、そういうふうな関係で増えているということだと思います。そういう点で言えば、先ほども言いました高齢者の健康増進、また維持が、そういうことが本人のところで理解されてきているということについては、私、大変いいことだと思いますので、今後も続けていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議案第43号につきましては終了いたします。

◎議案第44号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第8、議案第44号 令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） それでは、議案第44号 令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

資料としましては、第44号議案書、またA4横長の補正予算概要のほうをご覧ください。

人件費の補正のほか、保険給付費における医療費見込額の増等によりまして、今回補正をお願いするものでございます。

議案書の1ページにございますとおり、今回、補正予算額歳入歳出それぞれ1,552万5,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,450万8,000円とさせていただくものでございます。

まず、横長の概要のほうをご覧ください。

1番、職員人件費につきましては、補正額25万2,000円の減額でございます。

これは給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費補正でございます。

続きまして2番目、共同電算処理費等につきましては102万1,000円の増額でございます。これは、国保総合システム端末やネットワークセキュリティ機器等更新費の追加を行うものでございます。

次に、3、4番目、一般被保険者分療養費が50万6,000円、一般被保険者分、高額療養費が1,375万円のそれぞれ増額でございます。

今年度の医療費を精査しまして、不足見込額を計上しておるものでございます。

次に5番目、葬祭費につきましては50万円の増額ということでございます。

続きまして、歳入でございまして、議案書の6ページ、7ページをご覧ください。

まず、第3款府支出金、普通交付金につきましては、保険給付費に要する費用が府から交付されるもので、保険給付費の増額補正に伴いまして、1,425万6,000円を増額計上させていただいております。

その下、第5款繰入金保険基盤安定繰入金、保険税軽減分が208万3,000円。同じくその下、保険者支援分が85万3,000円、事務費繰入金については25万2,000円のそれぞれ減額でございます。これにつきましては、人件費補正分を繰入金として計上しているものでございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第8、議案第44号につきましては終了いたします。

◎議案第45号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第9、議案第45号 令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） それでは、議案第45号 令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明させていただきます。

資料としましては、第45号議案書、またA4横長の補正予算概要をご覧ください。

保険事業勘定におきまして、給与改定及び人事異動に伴う人件費につきまして、今回、

補正をお願いするものでございます。議案書1ページにございますとおり、今回、保険事業勘定の補正予算額歳入歳出それぞれ103万3,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,184万4,000円とさせていただくものでございます。

まず、横長の概要をご覧ください。

職員人件費でございますが、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費として、補正額103万3,000円の増額でございます。

次に、歳入でございますが、議案書の6ページ、7ページをご覧ください。

第7款繰入金でございます。

介護認定事務費繰入金及びその他事務費繰入金につきまして、人件費の増額分に伴い増額するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第9、議案第45号につきましては終了いたします。

◎議案第43号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 審査が全て終わりましたので、議案番号順に直ちに討論、採決に入ります。

まず、議案第43号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第43号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手多数でございます。よって議案第43号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第44号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第44号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第44号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員であります。よって議案第44号、令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第45号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第45号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第45号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員であります。よって議案第45号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第46号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第46号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第46号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員であります。よって議案第46号、令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第47号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第47号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第47号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員であります。よって議案第47号、令和元年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第50号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第50号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第50号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員であります。よって議案第50号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第51号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第51号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第51号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手多数でございます。よって議案第51号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第52号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第52号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第52号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手多数でございます。よって議案第52号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、予算特別委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、予算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、12月18日の本会議において討論される方は、配付しております討論通告書を12月16日月曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力ありがとうございました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会することにいたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時24分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤 本 英 樹